

マイクロクレデンシャルに関するフレームワーク(枠組み) (案)

Micro-credential Framework (Draft)

作成：2023-7-1

改訂：2023-9-26

作成者：マイクロクレデンシャル共同WG Micro-credential Joint Working Group

1. マイクロクレデンシャルの定義

マイクロクレデンシャル (MC) は教育プログラム自体と教育プログラムの学修歴の証明という2つの側面を持つ。MCの定義としてUNESCOの検討に基づく定義[1]を採用する。マイクロクレデンシャルは、

(1) 学習者が知っていること、理解していること、またはできることを証明する、対象が重点化された学修成果の記録である。

(2) 明確に定義された基準に基づいた評価 (assessment) を含み、信頼できる提供者によって授与される。

(3) 単独で価値を持ち、さらに他のマイクロクレデンシャルまたはマクロクレデンシャルの一部を構成したり、それらを補完したりすることができる (既習の認定も含める)。

(4) 関連する質保証が求める基準を満たす。

[1] UNESCO, Towards a common definition of micro-credentials, <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000381668>, 2022, 参照日 2023-2-7

2. マイクロクレデンシャルのフレームワーク (枠組み) の目的

・何を学ぶか決めようとしている学習者と、マイクロクレデンシャルを発行、認定しようとしている組織や機関と、学習者や従業員の学修成果や能力を理解しようとしている雇用主や職業団体に対して、マイクロクレデンシャルの共通の指針を設定することで、質の高いマイクロクレデンシャルを提供し、取得し、活用することを促進する。

・マイクロクレデンシャルを相互に比較し、選択し、評価するために、マイクロクレデンシャルの内容と取得の条件を明確に示す共通の記述子を提供する。

・学習者が十分な情報に基づいてマイクロクレデンシャルを選択できるようにする。

・マイクロクレデンシャルの質を確保し、併せてその普及を促進するために、必要かつ十分な質保証を行う。

3. マイクロクレデンシャルの発行機関

- ・高等教育機関、職業教育機関、民間研修機関、学協会、専門家団体、企業等の信頼できる機関がマイクロクレデンシャルを発行する。
- ・信頼できる発行機関であることを示すために、発行機関は教育活動が含まれる機関の情報を公表する。

4. マイクロクレデンシャルとして認められるもの、認められないもの

(1) マイクロクレデンシャルとして認められるもの

- ・高等教育機関、職業教育機関等が提供する学修成果の評価が行われた教育プログラムや科目の一部
- ・民間研修機関、学協会、専門家団体、企業等が提供する学修成果の評価が行われた講座、研修

(2) マイクロクレデンシャルとして認められないもの

- ・学修成果の評価が行われない学習または講座
- ・学修成果の評価が行われずに、参加するだけで取得できるデジタルバッジ等の証明書
- ・学士、修士など高等教育における学位課程の修了を示す証明書（これは、マクロクレデンシャルに該当する。）

5. マイクロクレデンシャルの内容と取得条件等を示す共通の記述子

マイクロクレデンシャルの明確な記述のため、共通の記述子を定義する。記述子は、英語および日本語等の各国語を用いて表す。

以下に記載した必須記述子のうち Title of the micro-credential マイクロクレデンシャル名称、Awarding body 発行機関の2項目に関しては英語での併記を必須とする。

5.1 必須記述子

- (1) Date of issuing 発行日：マイクロクレデンシャルの発行日
- (2) Title of the micro-credential マイクロクレデンシャル名称：マイクロクレデンシャルの名称
- (3) Awarding body 発行機関：マイクロクレデンシャルを発行する機関名
- (4) Content/ Description 内容：簡潔な説明
- (5) Learning Outcomes 学修成果：修了時に学習者が習得する知識、技能または能力
- (6) Form of participation 授業の方法：授業の方法（対面、オンライン、またはその両方）、及び同期型学習を必要とするか非同期型学習であるか等を示す
- (7) Learner Effort 学習量（総学習時間）：学習者に求められる学習量（授業時間、授業外

学習時間、オンデマンド教材や資料などの閲覧、視聴時間、評価に費やす時間を含む総学習時間)。学習者に求められる学習量(総学習時間)と授業時間を併記することが望ましい。

(8) Type of assessment 評価の方法: 評価の方法と種類

(9) Type of quality assurance 質保証: マイクロクレンシャルに適用される質保証の種類を記述する。

内部質保証を実施し、機関内の内部質保証の基準名称を記載し、その内容を Uniform Resource Identifier (URI) 等で示す。

外部質保証として第三者による評価や認証を受けている場合はその名称を示す。

マイクロクレンシャルが本マイクロクレンシャルに関するフレームワーク(枠組み)(案)に準拠していることを、ここに記載する。

(10) Credit/ Other Recognition 単位/その他の認定: マイクロクレンシャルを取得した際に与えられる認証の種類(教育機関の単位、提供機関・業界による認証、その他の認証)。

5.2 選択記述子

(1) Country/Region of the issuer 発行国/地域: マイクロクレンシャルを発行した機関が置かれた国、地域等

(2) Language 授業言語: 授業および評価の際に使用される言語

(3) Level レベル: マイクロクレンシャルのレベル(高等教育機関の場合は、大学レベル、大学院修士レベルなどと記載する。ナンバリングや分野毎のスキル標準のレベルで示す方法などを使っても良い。その際はナンバリングやレベルの定義を示す Uniform Resource Identifier (URI) を記載する必要がある。)

(4) Certification 証明書: 学修成果を達成した事の証明書(例: 履修証明プログラムの修了書、デジタルバッジ等による証明書を発行することを記載する。)

(5) Prerequisites needed to enroll (受講) 前提条件: マイクロクレンシャル取得の前提条件(事前または修了までに必要な前提条件、マイクロクレンシャル、単位、経験など)

6. 記述子に対する説明

(1) Learning Outcomes 学修成果

・学修成果として、修了時に学習者が習得する知識、技能または能力を明確に記載しなければならない。

・学修成果として、当該分野に構造化されたスキル標準等がある場合は、該当する項目を学修成果として用いることもできる。

(2) Learner Effort 学習量(総学習時間)

・学習量がどのような基準で記載されているか、明確に記載する必要がある。

・高等教育機関などは、大学設置基準の単位数で記載することができる(1単位は授業時間外に必要な学習を含めて、45時間の学習時間)。この場合でも、単位数と授業時間を併記す

ることを推奨する。大学設置基準の単位に代えて、UCTS (UMAP 単位互換方式, 1UCTS は 38-48 時間の学習時間、13-16 時間の授業時間) で記載しても良い。

(3) Type of assessment 評価の方法

- ・学修成果の評価を行い、その評価の方法は明確に記述されている必要がある。
- ・学修成果の評価の方法はフレームワーク (枠組み) では指定しない。オンライン教育、ブレンド型教育に関する学修成果の評価の方法は発展し続けており、デジタル技術を用いた評価の方法などのグッド・プラクティスの共有や評価方法の継続的な改善が必要である。

(4) Type of quality assurance 質保証

- ・質保証の主体により、提供機関自らが行う「内部質保証」と、これに加えて、提供機関の外部の第三者が実施する「外部質保証」に分類される。また、質保証の対象は、提供機関と個々の教育プログラム (マイクロクレデンシャル等が該当する) に分類される。

- ・全ての提供機関は、マイクロクレデンシャルに対して、提供機関自らが内部質保証を実施し、機関内での内部質保証を記載した文書等を URI 等で公表する必要がある。

- ・マイクロクレデンシャルに対して外部評価、認証等を受けている機関は、その情報を URI 等で公表する。

- ・マイクロクレデンシャルは社会構造や技術の変化に対応して迅速な提供が求められる場合が多く、個々のマイクロクレデンシャルに対し外部質保証 (第三者認証) を求めることは困難である場合が多い。

- ・提供機関が信頼できる機関であることを提供機関が自ら示す必要がある。高等教育機関等は機関の認証情報の URI 等を公表することによって信頼できることを示すことができる。教育機関としての認証を受けていない機関は、教育活動に関する公表情報の URI 等を示し、自ら信頼できる機関であることを示す必要がある。

- ・民間の提供機関に対しても、学協会などが提供機関の認証制度を設けている場合がある。このような学協会の認証を取得している提供機関は、それを表示することができる。

(5) Credit/ Other Recognition 単位/その他の認定

- ・高等教育機関等がマイクロクレデンシャルを単位として発行した場合、単位数について明記することが望ましい。マイクロクレデンシャルの取得により、資格の更新に必要な継続教育ポイントが得られる場合は、ここに記載する。

7. その他の推奨事項

- ・マイクロクレデンシャルの教育プログラムのシラバスを作成する際は、記載内容に必須記述子の項目が含まれることが望ましい。